

【留意事項】

- 1 本委託業務は、東濃地域自動運転推進協議会（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び下呂市）とコンソーシアムを組む共同実施団体を公募する事業となります。
- 2 本委託業務は、国土交通省所管の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」の採択を受けた場合のみ契約するものです。補助金の採択が成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、あらかじめご承知願います。なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、上記東濃地域自動運転推進協議会においては、その損害について一切負担しません。

1 目的

本要領は、東濃地域自動運転推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「令和7年度東濃地域自動運転推進コンソーシアム運営業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務の受託候補者を選定するため、公募型のプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施方法など、必要な事項を定めるものとする。

2 一般事項

- | | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発注者 | 東濃地域自動運転推進協議会
(多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び下呂市) |
| (2) 事業の名称 | 令和7年度東濃地域自動運転推進コンソーシアム運営業務 |
| (3) 業務の内容 | 別紙「令和7年度東濃地域自動運転推進コンソーシアム運営業務仕様書」のとおり |
| (4) 業務上限額 | 金 372,000,000 円(消費税及び地方消費税込み) |
| (5) 事業期間 | 契約日から令和8年3月31日まで |
| (6) 審査 | 協議会の構成員により組織する審査委員会において、契約候補者を選定する。 |
| (7) 契約について | 国土交通省所管の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」（以下「国庫補助金」という。）の採択を受けた場合のみ契約の効力が発生するものとする。 |
| (8) 事務局 | 恵那市役所まちづくり企画部企画課 担当：熊田
〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
電話 0573-26-6806 ファクス 0573-26-4799
電子メール kikaku@city.ena.lg.jp |

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。共同体で参加する場合には、その代表法人にあってはすべての要件を満たし、他の構成員の法人にあっては全ての者が（1）から（8）までの要件を満たしている必要がある。なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申し込み（他の団体と共同体を構成して参加申し込みを行う場合を含む。）を行うことはできない。

- (1) 令和7年4月24日（木）までに恵那市競争入札参加資格者名簿に登録されてお

- り、本業務が履行可能な者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 参加申込書（様式第 2 号）提出時、国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
 - (4) 銀行取引停止処分を受けていないものであること。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 1 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
 - (6) 国税・都道府県税及び市税等の滞納がないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。また、役員等が暴力団員でないこと。
 - (8) 国内で自動運転技術の実証実験を実施又はサポートした実績があり、定常運転のための技術を確立している者（提案団体、再委託先企業含む。）

4 実施スケジュール

- (1) 実施要領等の公表：令和 7 年 4 月 14 日（月）から恵那市ウェブサイトで公表する。
- (2) 参加申込書の提出期間：令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 5 時まで
本プロポーザルに参加を希望する者は、令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 5 時までに、事務局まで、メールにて参加申込書（様式第 2 号）を提出すること。
※到達確認のため、送信後に電話連絡すること。
※本申込書の提出は、参加予定事業者を事前に把握するとともに、質問に対する回答を参加予定事業者に送付するために提出するものである。
- (3) 質問の受付期間：令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 5 時まで
質問は、質問書（様式第 1 号）により電子メールで提出すること。（質問書の様式によらないもの及び電子メール以外の質問には回答しない。）
※到達確認のため、送信後に電話連絡すること。
質問に対する回答方法：個別回答は行わず、参加申込書（様式第 2 号）を提出した参加予定事業者に、質問者を特定できなくした上で、電子メールにて回答する。
- (4) 企画提案書等提出書類提出期限：令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時まで
「5. 提出書類」を事務局まで直接持参又は郵送（必着）すること。
受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日・祝日は除く）。
- (5) 審査委員会（プレゼンテーション及び審査）：令和 7 年 4 月 28 日（月）
- (6) 審査結果の通知：令和 7 年 4 月 30 日（水）
審査結果は参加団体全てにメールにて報告する。
※審査結果に関しては、異議申し立ては受け付けない。
- (7) 協定書の締結：令和 7 年 5 月 2 日（金）まで
- (8) 本契約の締結：国庫補助金の採択後

5 提出書類

- (1) 提案概要書（様式第 3 号） 1 部

(2) 企画提案書（任意様式）10部（正本1部、副本9部）

A4又はA3サイズとする。

(3) 会社概要（様式第4号）1部

(4) 業務実績表（様式第5号）1部

地方公共団体で自動運転実証調査業務又はコンソーシアムの管理運営業務を行った若しくはサポートした実績を記入すること。（契約書等実績を証明する書類（写）を添付すること。）

(5) 見積書（任意様式）1部

契約希望金額（合計金額）と業務項目毎に各市毎の金額を明記したものとする。

(6) 財務諸表（任意様式）1部

貸借対照表、損益計算書（直近2年間分）

(7) 登記事項証明書（写し可）1部

発行日から3か月以内のもの。

※参加申込書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとする。

※提出された書類は返却しない。また、提出以降における企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。

※提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

※提出書類の作成及び提出等、参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

※提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。

6 企画提案書の内容

企画提案書に記載する項目については、次のとおりとする。

(1) 自動運転実証実験のシステム及び車両運転計画について

(2) 自動運転車両利用者向けアプリについて

(3) 実施体制について（具体的な事業者を明記すること。）

(4) 社会的受容性の醸成に関する取組について

(5) 事業実施スケジュールについて

(6) 社会実装を見据えた事業提案について

①事業の再現性

②持続可能性の観点から自動運転の収益モデルの提示

7 審査方法及び基準

(1) 審査方法

①審査は提案書によるプレゼンテーションを基に評価し、契約候補者を選定する。

②審査は非公開で行う。

③最優秀提案者（受託候補者）を選定する。また、次点提案者も併せて選定する。

なお、参加申込者が1事業者であった場合でも、最優秀提案者の選定は有効とする。

(2) 審査基準

項目	評価基準	配点
----	------	----

業務実績	全国の自治体における、過去3年以内に自動運転レベル2以上で国内の公道を走行した自動運転実証調査での実施主体、車両制御に関する業務及びコンソーシアムの管理運営業務実績の件数	10点
業務実施体制	①オペレーター・遠隔監視者の配置や自動運転車両の維持管理、緊急時対応等、安全で安定した運行を考慮した体制となっているか。 ②業務を進めるに当たり、協議会の要望に柔軟に対応ができ、緊急時にも滞りなく業務を履行できることが期待できるか。	20点
業務全体の行程・フロー	本事業を遂行するために、適切な工程が設定されているか。 (運行準備、関係機関等調整、検証・報告に要する期間)	10点
提案内容 【システム・車両・アプリ】	①レベル4を見据えた実証実験のシステムや車両となっているか。 ②社会受容性の観点から、適切な自動運転車両（自動運転車両の性能、デザイン、快適性等）の確保・提供が期待できるか。 ③将来的に自動運転が実装された際に運用していくに足る内容のアプリの仕様となっているか。	40点
将来像	将来の自動運転レベル4の実装に向けて、実現性があり持続可能である移動サービスを具体的に描かれているか。 提案内容が公募の目的やテーマに合致しているか。	20点
合計		100点

(3) 審査

- ①日時 令和7年4月28日(月)
※実施時間及び実施場所については、改めて連絡する。
- ②出席者 4名以内
- ③評価方法 提出した企画提案書等を基に、審査員が評価をする。

(4) 審査内容

プレゼンテーション(20分以内)及び企画提案書等に関する質疑応答(20分以内)を実施、「審査基準」に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査し、最高得点者を最優秀提案者として選定する。
プロジェクター等の使用は認めない。提出した提案書のみでプレゼンテーションを行うこと。

(5) 審査結果

審査結果は、令和7年4月30日(水)に、参加事業者に対し、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に通知する。また、恵那市ウェブサイトにおいて公表する。

8 委託契約の締結

- (1) 本プロポーザルは国庫補助金の申請及び採択後のコンソーシアム運営又は事業実施等を行うために、受託候補者を選定するものである。地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の採択を受けた場合のみ受託候補者と委託契約を締結する。
- (2) 協定締結及び本契約の締結
本プロポーザル終了後、受託候補者と協議を整え、令和7年5月2日（金）までに本業務の協定を締結する。その後、国庫補助金の採択を受けた後、本業務の本契約を締結する。
- (3) 契約については、事前に委託内容・委託料等について協議のうえ、随意契約により契約することとする。なお、最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点提案者と協議を行うものとする。
- (4) 契約の締結に当たっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (5) 契約締結にあたっては、地方自治法をはじめとする諸規定に基づいて契約書を作成の上、契約を締結する。

9 その他

(1) 失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出された書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ②審査の公平性を害する行為を行ったとき。
- ③参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- ④提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。
- ⑤見積書に記載された金額が業務上限額を超過しているとき。

(2) 留意事項

- ①提出された提出書類等は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ②提出書類等提出後、協議会の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- ③書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。また、やむを得ない理由等により本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本協議会に請求することはできない。
- ④参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ電話連絡のうえ、「辞退届」（任意様式）を提出すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。
- ⑤本要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。
- ⑥本プロポーザルに関する異議申し立ては一切認めない。